平成25年度技能検定職種の統廃合等に関する検討会報告書の概要

別添1

1　検討会の役割

職業能力開発促進法に基づき実施される技能検定128職種について、技能検定制度等に精通した専門調査員が統廃合等の判断基準に基づき、職種の統廃合等を検討するもの。

2　統廃合等の判断基準

① 過去6年間の年間平均受検申請者数が100人以下（第１次判断(定量的基準)）
ただし、以下の場合は検討対象から除外
- 直近2年間の受検申請者数がいずれも100人超
- 隔年又は3年毎の実施の場合は、年間平均受検申請者数がそれぞれ50人以上又は30人以上

② 受検申請者数以外の社会的便益を勘案し、統廃合等の可否について検討（第２次判断（社会的便益））
- 関係業界団体への調査により把握した社会的便益について、対象職種と関係する職種群との比較
- 関係業界団体等に対するヒアリングの実施
- 一般国民に対するパブリックコメントの実施（平成25年８月14日～８月27日の間で実施）

3　検討対象職種

平成25年度は、①の基準に該当する（前年度までの検討会で既に検討された3職種を除く。）以下の2職種について、②の観点から検討を行った。

職　種	受検申請者数6年平均値（H19～H24）	受検申請者数（～25年度前期まで）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度（速報値）
木型製作（3年毎実施）	26	27	43	42	46			66
機械木工								
（統合前：木工機械整備）	14	1	41		42			
（統合前：機械木工）	10		35	1	26			

4　検討結果のポイント

①　木型製作職種

（鋳物用の木型を製作する作業）

〇6年間平均受検申請者数が26人。但し、22年度から3年毎実施としていることから、25年度の実施結果を含めて判断する必要があるが、25年度も66人と100人を下回ったこと

〇関係業界団体より、受検者増加の見通しは示されず、受検者の増加に結びつく具体的取組も認められないこと

〇共通性を有する他の技能検定職種を活用することや、当該技能の活用分野に着目したモデル製作等の新たな展開を図ることなどといった展望も関係業界団体からは示されなかったこと

等の状況から、受検者の増加は見込めず、国家検定としてなお従前どおり存続させるものとするに足りる社会的便益があるとは認められない。

よって、職種廃止とすべき。但し、（現在の都道府県方式ではない）指定試験機関方式による実施の可能性について検討すべき。

また、職種廃止する場合には最終試験の実施に配慮すべき。

②　機械木工職種

（木工機械の整備及び木工機械による木材の加工を行う作業）

機械木工職種は職種統合したものの、6年平均受検者数が30人未満と少ないことから、本来、職種廃止等の検討対象とすべきものであるが、統合後の受検申請者数を含めた評価可能な状況に至っていないことから、次回試験を実施する平成25年度の受検申請者数を踏まえた上で、関係業界団体による技能検定の活性化、受検申請者の増加に向けた取組及びその効果等社会的便益を改めて評価し、判断することが適当である。

③　その他

本検討会において従前「都道府県方式による実施」との結論に達した職種であっても、今後、受検申請者数の減少により、再び第１次判断（定量的基準）に該当することとなれば、改めて統廃合等について検討。